

東北日本と西南日本とを歴史地理学的に 対比させることは可能か

——中世以前の場合——

谷 岡 武 雄

- I. 問題の所在
- II. 環濠集落社会の今日的意義と源流
- III. 豪族屋敷村と構居集落
- IV. 名(みょう)と在家(ざいけ)
- V. 古代条里制遺構の分布
- VI. むすび

I. 問題の所在

中国本土を理解するために、「南船北馬」という言葉がしばしば用いられる。これは単に主要な交通手段に限らず、風土と生活様式の地域的差異を大きくとらえたものと、みなすことができよう。アメリカ合衆国の場合、南北の対比は1961~65年の市民戦争を解釈するうえで多少とも有用であり、また東西の対比は歴史家 F. J. ターナーのいわばフロンティア理論を理解するのに役立つであろう。

政治的・経済的な支配力が首都の東京に集中する今日の日本において、首都・首都圏とそれ以外の地方という問題の設定はきわめて容易であり、一極集中の排除または緩和を促す方途を見いだすためにも、重要な意味をもっている。これに対し、東北日本と西南日本とを対比させることが、いかなる今日的意義をもつのであろうか。

こう問いかけられるならば、暫時たじろがざるをえない。しかし、近代日本が軍事大国への道を放棄して経済大国を実現し、今後は文化国家への道を歩まねばならないとの国民的合意を土台とするならば、一定範囲の自然環境、つま

り風土に基づいて人間集団の固有な生活様式が形成され、それが生み育てる文化に地域的特色があらわれることが明らかである以上、地域的対比による個性の究明が、今日的な課題とさえなりうるのではないか。そうしてこれらの地域を大きくまとめたものが、東北日本と西南日本であるとみてよいのではなからうか。

国土がユーラシア大陸の西端部に展開し、混合農業を伝統とするフランスにおいては、産業革命以降における鉱工業化と第二次世界大戦後の急速な都市化によって、ほぼル・アーヴル港とマルセイユ港とを結び、国土を斜めに切る線の両側にみられる地域格差が、次第に顕著となりつつある。すなわち、この線の北東側は鉱工業的・都市的、したがって先進的で、南西側は農牧業的・農村的、したがって後進的とみなされている¹⁾。しかも、かかる東西間にみられる地域格差の拡大以上に、東側の首都圏へのポラリゼーション(極化作用)が急速に進展しつつある。このような状況は、かつてグラヴィエリスムともよばれたように、首都の繁栄と地方の砂漠化という形をとる地域格差の拡大をコントロールし、いかにして国土の均衡がとれた発展をはかるかという、さし迫った政策課題を中央政府に突きつけるものとなってきた²⁾。

しかし、都市化に安定傾向が見られるに至った今日、各地域がそれぞれの特色を発揮して、固有の地域文化を発展させていく好機が到来したようにも思われる。これによってこそ、格差是正が可能となるのではないか。

フランスではもともと、ほぼロアル川に沿

う東西線によって、北と南とを区分するのが通例であった。この線は、中世の言語を主とする文化的境界を示しており、農法に関してもマルク・ブロックの説のごとく、北の三圃制と南の二圃制というとらえ方を可能にしてきた。したがって、地域格差の解消をめざす地域文化の振興のためにも、その基礎をなす文化の南北対比が、大いに役立つように思われる。

フランスとは反対に、大陸の東縁部に位置する日本の場合、産業革命以後においては、太平洋・北九州ベルトと、その南北両側との間で地域格差が拡大しつつあり、このような地域認識は目下のところ有用性を発揮しつつある。

こういう現況において、フランスでの南北対比と同様に、東北日本と西南日本とを対比させることができるのだろうか。さらに言えば、近世の政治的・軍事的権力の所在地としての江戸と、文化的・経済的先進性を誇ってきた上方とを対比させることが、中世以前にも可能なかどうか。これについては、にわかに答えることができない。たとえそのように見える場合でも、詳細に検討すれば、それは歴史的な首都「ミヤコ」とその周辺を含む畿内と、これに対してローカル性を保つそれ以外の「あまさかるヒナ」(神代紀)、すなわち地方との違いからくるものかもしれないからである。

日本の地表空間を組織づけてきた歴史地理学的事象としては、種々のものがあげられる。しかし、そのすべてにわたってここに取りあげることは困難である。これらの中から、筆者がこれまでに研究を行ってきた若干の事象を取りだしてみることにはしたい。中世末期の防御性集落(環濠集落・豪族屋敷村・構居集落)、荘園を支える名(みょう)と在家(ざいけ)、古代条里制遺構がそれである。これらはほとんどがルーラルなもので、アーバンな空間組織に及ばない点については、筆者のこれまでの研究分野からみて御寛容ねがいたい。

II. 環濠集落社会の今日的意義と源流

ほぼ近世に入る以前の空間組織を特色づける

ものとして、いわゆる環濠集落と豪族屋敷・構居集落が挙げられる。前者はミヤコの近傍にも分布するのに対し、後二者はヒナ的な地域に比較的多いものである。

整然とした土地区画を示す古代条里制遺構がみられる奈良盆地において、いわゆる環濠集落は中世末期の空間組織を特徴づけている。筆者はかつて盆地中央部の環濠卓越地域において、濠、塁、藪などをもつ48集落(単郭39, 複郭9)を選び出し、これらの機能的・形態的变化に関する調査を行ったことがある³⁾。しかし、大阪市を母市とする大都市圏の中に急速に組み込まれてしまった奈良盆地農村の変化は、筆者の調査時以降、いっそう急激となり、濠は埋め立てられ、土塁や藪は壊され、周辺に工場や住宅地が進出したために、往時の面影をしのぶようすが極めて少なくなっている。何らかの保存の手だてを講じないかぎり、環濠景観の消滅は、もはや時の問題ではなからうか。

しからば、景観の消滅は、それに特有のコミュニティの崩壊をも意味するのであろうか。この点について、最も代表的な環濠集落として海外にも知られている稗田⁴⁾を取りあげ、若干の考察を行ってみたい。

周囲2,414.5m、面積約7,200㎡の水濠によって取り巻かれた大和郡山市の稗田⁵⁾は、付近に集団住宅が進出し、都市化の激しい波を蒙りながらも、ここに農業用水を求めるまわりの耕地とともに、古い防御性集落の景観を今なお保っている。行政当局は、この環濠を貴重な史跡と認めて「市指定文化財」(1975年10月20日指定)となすとともに、1991年度から3カ年計画で、池床を下げて貯水機能を高める一方では、史跡の価値を損なわない程度に石積みの護岸工事を進めることになった。

環濠に特有の景観はひとまず保全されたけれども、都市化の急進展によって農家は減少し、農地は宅地に転用され、非農家が集落内に部分的に入居し、農民自体が都市への通勤者と転じていく。このような現況では、第二次世界大戦以前にはなお東垣内と西垣内とに分かれて緊密

1990年の世界農林業センサスによると、稗田地区の農家は専業が6戸、兼業が51戸（第一種3戸、第二種48戸）で、合わせて57戸である。このうちの15戸は自給を目的とし、農作物を他に販売していない。営農形態は奈良盆地中央部の農村に共通しており、水稻栽培が主で野菜栽培を従とするものである。例年の水稻作付け面積はほぼ17haとなっているが、大規模とみられる1〜2ha経営層はわずか4戸にすぎず、地区平均経営耕地面積はわずか42aにすぎない（大和郡山市平均53a）。

このような状況において、他の米作農村と同様に、稗田地区の農家にも非常な難題がおこってきた。米の生産調整が強化され、約40%の水田を他に転換する必要に迫られたからである。ここでは、整然とした古代条里制遺構のおかげで圃場整備事業が今までに全く行われず、水路の完備もなく、田越して灌漑されてきた。そういう所で各戸が思い通りの転作を行えば、配水の不能な水田があらわれるうえに、兼業農家にとっては労力面からの無理が生じる。唯一の合理的な対策としては、各農家の土地利用を調整して進める集団転作しかないことに人々は気付いた。

1983年、集落内の農家がしばしば会合をもち、互助システムを導入し、5年を1サイクルとしたブロックローテーションによる集団転作を実行することについて、遂に合意が形成されたのである。作付けのローテーションは水稻を主とするものの、おがくず利用のベッド育苗に基づく促成イチゴ、この後作としてのミニトマトなどが、そこに組み込まれる。農業粗生産額では、水稻よりもイチゴの方が大きいという。

純水田農村ともいえる稗田地区が、厳しい米の生産調整に対応すべく、図2に示したような5年サイクルのブロックローテーションによる集団転作に成功し、1990年10月4日に「豊かな村づくり」で農林水産大臣賞（第29回）を得た背景には、環濠集落に特有の相互扶助によって緊密な交際を続ける隣保集団、いわば垣内（かいと）社会が存在していたことを知らねばなら

ない。垣内社会では屋敷や水田の所有に関して、構成員間に著しい格差が生まれず、各戸はほぼ対等の立場で会合を行い、村内の諸事業、諸行事を話し合いによって決定し、推進をはかることが伝統である。「垣内」の呼称や意味を知る人は、今日では村内にはほとんどみられない。しかし、実質的に交際の緊密な隣保集団は、依然として保たれているのである。

非農家の増大、居住年数の古い人物の転出、通勤者の転入などにより、村落社会を取り巻く環境は著しく変化した。これに対応すべく、地区内は6つの自治区に分けられたが、ほぼ1989年に、農家・非農家、新旧住民の別なく、新しい村づくりを進めることによって農業振興をはかる方途がいろいろと講じられた。選挙で選ばれた6名の自治会委員長、地区内各種団体の長6名、合わせて12名の合議によって集落の運営が行われることになった。このシステムが効を奏して、先述のような農業振興方策を維持するとともに、稗田阿礼や天鈿女命^{あめのうずめ}などを祭神とする売太神社^{めいた}において、毎年8月16日に開催される阿礼祭などの伝統行事の保持や、史跡としての環濠の保全が可能となったものと考えられる。

村落内住民の親密な交際・相互扶助が保たれる隣保集団が存続していくためには、すでに述べたように、屋敷・耕地所有に関して、成員間の平等性が常に保たれておらねばならない。稗田の場合、近世の古絵図⁹⁾（年代不詳）をみると、集落の中心部はやや狭く、周辺部はやや広いというものの、「廻池」⁷⁾内部における各自屋敷の面積には、さほど大きな差異が認められない。こういう特有の景観と社会は、近世を通じて保たれてきたものとみて間違いなからう。それでは、この起源はどこにまでさかのぼることができるのだろうか。

残念ながら稗田の歴史に関する史料がさほど伝えられていない現状では、この環濠集落の起源を明確にすることは困難である。幸いにも、稗田の南東隣には同じく環濠集落の若槻が立地しており、これについては徳治2（1307）年の『大乘院家領若槻庄土帳』（以下、『土帳』と略）

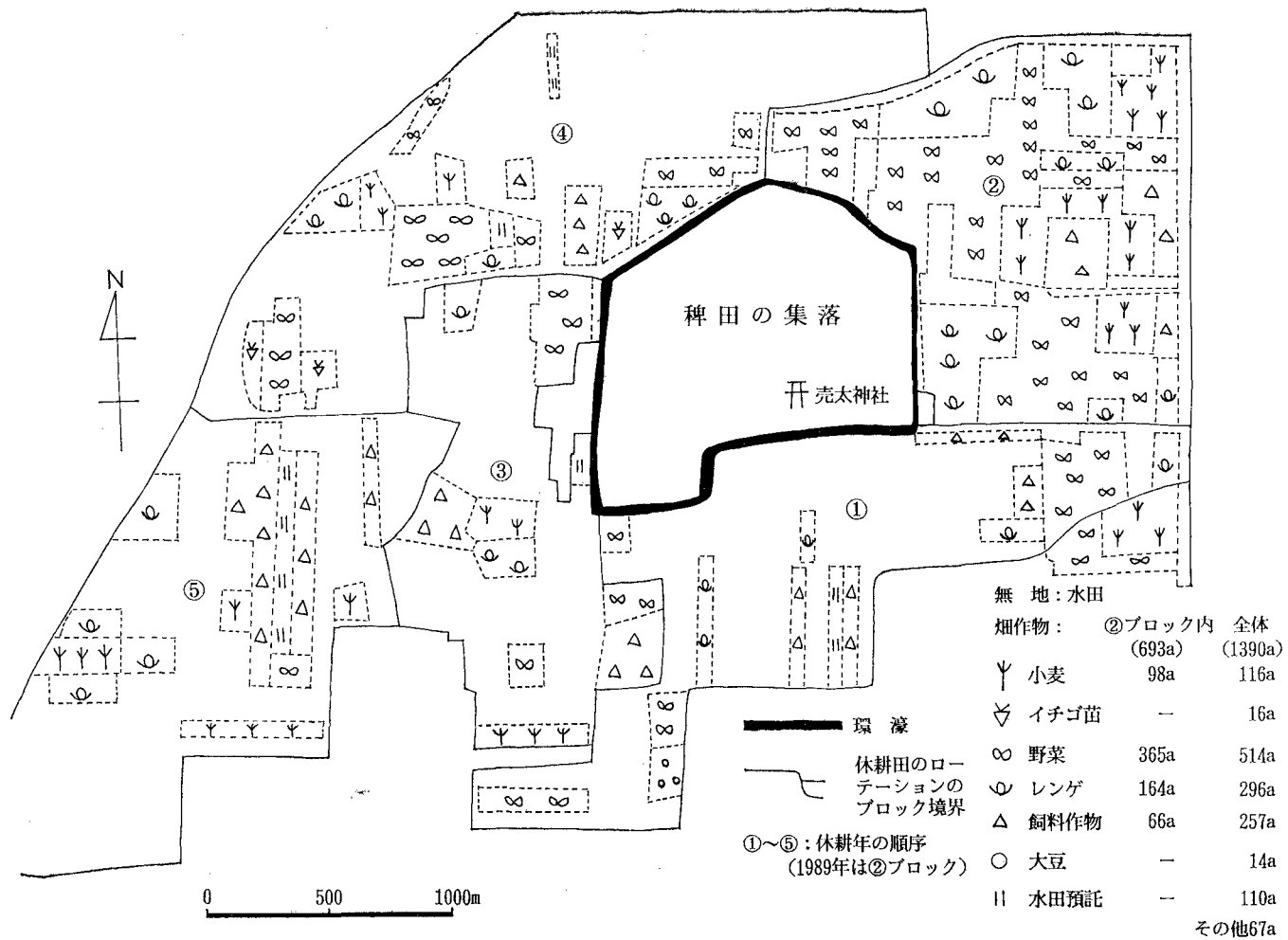


図2 大和郡山市稗田における休耕田のブロックローテーションと1989年における畑作
(大和郡山市役所農務課調査に基づき作製)

が残るうえに、稗田と同様にたびたび発掘調査^{9),10)}が行われてきたので、かなり詳細に知ることができる。

徳地2年の『土帳』を詳しく検討して、集落のまわりに展開し、古代条里制では添上郡京南2条1里18～30坪、3条1里2～36坪に分布する耕地を、本佃・預所佃・御作半・預所作半を除き、15の「名」が大きな差異なくほぼ平等に、「作人」の協力を得て耕作する姿を最初に描き出し、これに「均等名」の名称を与えたのは、渡辺澄夫¹⁰⁾である。こういう特異な「均等名」によって構成される荘園は、ほぼ平安末～鎌倉初期に成立したものと考えられており、畿内の寺社領に多いものとみられている。村落内における名のあり方は錯圃形態をとっており、中世ヨーロッパのフーフエ(Hufe)を類推させるものである。

中世の稗田は、「稗田庄」をつくり、京都の真言宗仁和寺領となっていた。しかし興福寺仏地院が預所を務めており、若槻荘に類似した特色をもっていたのではないと思われる。しかれば、均等名が環濠にどう結びつくのか。

再び若槻集落に戻るならば、徳治2年の『土帳』には「庄屋垣内名」のほか、各名の屋敷が記されるが、それらは荘域内にかなり分散していたことがわかる。つまり屋敷は散居形態をとっていたのである。平安朝における奈良盆地の集落が現在のごとく密集村でなく、かなり疎状であったことは、すでに金田章裕¹¹⁾によって明らかにされており、若槻荘も鎌倉期には同様な状態にあった。しかも若槻荘では濠がなお認められない。

しかるに室町期に入り、文正元(1466)年のいわゆる『文正土帳』によると、「庄屋屋敷」を中心に3条1里34坪の土地7反に屋敷が集まっており、「庄屋屋敷」を囲んで240歩の濠がつくられていることがわかる。その後、文禄4(1595)年の検地帳によれば、宮地にも濠が設けられ、これと「庄屋屋敷」の濠とがつながり、こうして環濠集落が景観的に成立したことになる。明治期に支流の一部を埋め立て、また1916

年に濠幅を狭めたけれども、環濠景観は今日まで存続してきた¹²⁾。このようにみえてくると、稗田の環濠も、若槻とはほぼ同様な歴史的経過をたどって成立したものと考えられよう。

しかれば、村落の住民が外部からの経済外的強制もなく、みずから環濠を造成した理由は何か。これはいうまでもなく、室町後期においては異常な社会不安がおこったからにはほかならない。『大乘院寺社雜事記』によると(文明11年10月7日、文明14年8月25日)、稗田の場合には文明ころしばしば筒井党の焼打ちにあっている¹³⁾。したがって荘民は、自衛の必要から協力し合ってそれに対応するために、環濠を掘ったものとみることができる。畿内荘園、とくにミヤコ周辺の場合、支配層の対立に起因する動乱が絶えなかった室町後期には、社会不安に対応すべく惣観念が著しく高揚し、郷村が最も早く成立したものと考えられている。この惣観念を培養したのは、村落単位としては均等名的なシステムであり、そういう集落内部の階層がさほど分化しない社会が環濠の造成を容易にし、国政レベルでは、隣国の国人36名が農民らの支援を得て蜂起し、畠山政長・義就の両軍を退陣させた文明17(1485)年の山城国一揆を可能にしたものと考えられる。

環濠集落は大和国を中心とし、山城国南部および河内国中部に分布する中世末期に形成された、示準的ともいえる居住景観である。それは強固な社会基盤をもつ惣・郷村が、危機に直面して構築したものと言うことができる。しかも、かかる社会的伝統が特有の景観とともに、一部の地域では今日まで存続し、半ば強制的な水田の休耕政策に対して、集団転作で応じることを可能にした。しかれば、このような惣・郷村が中世末に早期にあらわれたのが、西南日本全域にわたる特色とみなすことができるのかどうか。それはむしろ、ミヤコの近辺に限ってあらわれた地表空間の組織と考える方が良いのかもしれない。

Ⅲ. 豪族屋敷村と構居集落

惣的な環濠集落を特色とする畿内に対し、近江国・伊賀国以東の中世ルーラル空間は、豪族屋敷村によって組織づけられていた。豪族屋敷村は、狭い範囲に限った地域の支配層が、自らを守るために住居のまわりを濠・塁・藪などによって取り囲み、この外側に隷属農民を住まわせた、おもに中世に特異な集落のタイプである。伊賀国における「郷土造り」とは豪族屋敷をさしており、また近江国の愛知川中・下流域における豪族屋敷に関して筆者は、ベルギー西部の

フランドル平野に分布する「散居環濠農場」との比較によって、その性格を明らかにした¹⁴⁾。

このように豪族屋敷村は畿内の近国にも分布するが、最も卓越する地域は東北日本である点に異論はなかろう。佐藤甚次郎¹⁵⁾はかつて、荘内平野における近世成立で防御的機能をもたない豪族屋敷村に注目したが、これは例外的な存在といってよく、多くは中世の示準的な防御性集落とみなすことができる。

東北日本における豪族屋敷村の例として、甲府盆地の場合を取りあげることは必ずしも適当ではない。しかし筆者は、かつて須藤賢氏と

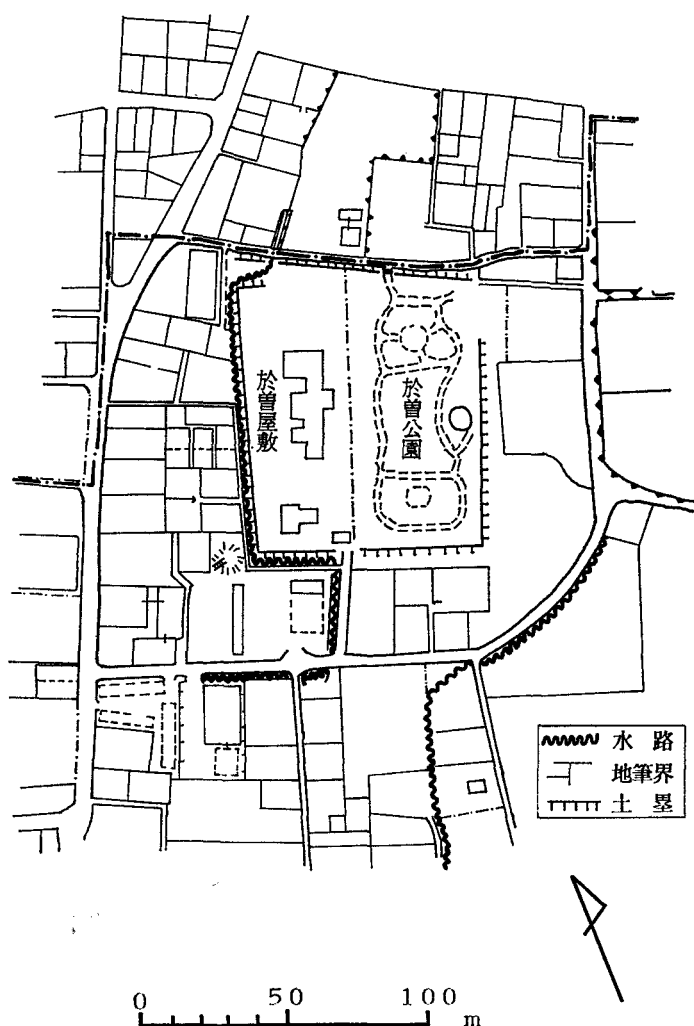


図3 甲府盆地、塩山市の豪族屋敷、於曾屋敷とその周辺

もに実態調査を行い、甲府盆地では豪族屋敷が村落の一隅を画して築かれており、たいていは水がかりの良い場所を占め、社寺と位置的に関係の深いことを明らかにした¹⁶⁾。その後の変化をみるためにも、この盆地における豪族屋敷村について論じるのが良いと考える。ただし今回は、文化11(1814)年刊の『甲斐国志』(39-9)に「於曾四郎屋敷」と記された塩山市下於曾旗板に位置する「^{おぞ}於曾屋敷」を取りあげ、新しい調査には外山秀一氏の御協力を得た。

さて於曾屋敷は、南辺約82m、東辺約109m、北辺約96m、西辺約121mが測られる、やや変形した長方形の広大な屋敷で、周囲は幅2~3mの濠によって取り巻かれており、杉・竹林の茂る濠内には、さらに最大で底辺が11m、高さが3.5mの土塁が築かれている(図3)。最初の調査時に筆者を最も印象づけたのは、屋敷の外側には外濠と思われる幅1mの石垣積みの溝が見出されることであった。この推定が正しければ、内濠と外濠との間で細分された宅地は、主家を守る郎従や下人たちの住居跡と考えることができる。なお内濠の外側には、北側に現存するものと同様な、やや低い土塁が四周を取り巻いていたことが、文化・文政期の古絵図に基づいて推定されている。

濠・土塁によって囲まれる広大な屋敷に豪族が居住し、このまわりを郎従・下人などの隷属民が住んで守りを固める。これはまさに豪族屋敷村の典型といってよく、中世東北日本のルーラル空間は、このような防御性集落によって組織づけられていた。於曾屋敷は残存状態が良いために各種の著書¹⁷⁾に取りあげられており、塩山市教育委員会においても詳細な調査¹⁸⁾が行われている。

この報告書によると、屋敷の名称ともなり、最初にここに居を構えた於曾氏は、古代における在庁官人の三枝氏の系統を引くものであるが、室町後期に於曾郷に居住していたかどうか、つまりその在地性を明らかにしえないという。しかし、この屋敷から採集された土師質土器から推定して、かかる防御性集落が鎌倉期から室

町期にかけて存在したことは明らかである。その後、近世に関しては正徳3(1713)年の検地帳が残されており、於曾屋敷は「三拾八間、三拾五間、屋敷四反四畝拾歩、外五百七拾坪、四壁除」で、所有者は於曾氏ではなく「文左衛門」となっている。「文左衛門」と於曾氏との関係は明らかでない。しかし、当時の「文左衛門」は、屋敷持132人、村(下於曾村)高998石のほぼ1割にあたる95石余を所有する、村内随一の大高持で、名主でもあった。

近世を通じて土豪の性格を保ち、時には名主ともなった「文左衛門」家は、明治期以降の廣瀬家であり、大地主として中央政界に進出して大臣(厚生、久忠氏)ともなっている。しかし第二次世界大戦後の農地解放によって廣瀬家の村落支配体制は崩壊し、屋敷の東半部と濠外南側西半部とは於曾公園となって塩山市民に開放され、屋敷の西半部は風間久五郎氏の所有するところとなった。また、JR塩山駅に近いために、都市化の急進展に伴って内濠外における宅地の細分化も著しく進んでおり、とくに西側は零細な地筆に分割されている。

豪族屋敷村としての於曾屋敷の支配者は、村落社会の発展にほとんど貢献してこなかった。1964年9月に山梨県指定文化財となり、於曾公園(第1、第2)として市民に憩いの場を提供しているのが、都市化に対応する新しいあり方として注目されよう。

中世を通じて、とくに室町末の動乱期に形成された防御性集落を指標として日本を二大区分すれば、惣・郷村の住民全体を守る環濠集落は西南日本の社会と景観を特徴づけ、濠・塁で囲まれた豪族・小領主を中心として隷属民が集まる豪族屋敷村は東北日本を代表するといえるかもしれない。この場合、西南日本と東北日本との境界は現在よりもはるかに西に退き、近江・伊賀両国と山城・大和両国との国境に引かれることになる。しからば、畿内以西の地域においても、奈良盆地に典型的にあらわれているような環濠集落が見出されるのであろうか。

ここで問題となってくるのは、播磨国におけ

る^{かまい(え)}構居集落である。これについて筆者はかつて古代条里制の復原を行う際に、若干取りあげたが¹⁹⁾、改めてこの種の集落が今日までたどってきたあとをふりかえり、東北日本における豪族屋敷村との違いを明らかにしてみたい。

さて、播磨地方における防御集落としては、第1に城・砦(山城・平城・砦)と城下町(陣屋町を含む)、第2に庄屋屋敷、第3に「^{かまき・かまい}構」または「構居」があげられる。このうち、ルーラルな性格を帯びる集落としては、まず庄屋屋敷が問題となる。調査地域を揖保川とその支流の林田川、そして大津茂川の流域を占める旧揖保郡に限るならば、太子町東保のものが目立った存在である。

東保は『鵠庄引付』によると、応15永(1408)年が地名の初見にすぎないが²⁰⁾、鵠庄内12村落の一つとして古い歴史をもっている。そうしてこの村落のほぼ中ほどに位置するのが庄屋屋敷であって、天保8(1837)年の「東保村絵図」によってもこのことが確かめられる²¹⁾。庄屋屋敷の一面はいびつな方形をして、西(幅135cm)と南(幅165cm)を水路、北と東を暗渠化した溝によって囲われ、総面積は3,737.79㎡が測られる(図4)。なおこの水路は、聖徳太子にゆかりの深い灌漑水路、赤井の分流をなし、今日まで水田経営に役立ってきたものである²²⁾。景観には防御的性格がほとんど感じられず、庄屋のシンボリックな存在ではなかったかと思われる。

ここにいう庄屋とは、林田藩東保組の庄屋を代々務めてきた水野家をさしている。天和3(1617)年に建部政長が林田城主(現姫路市林田町、旧揖保郡)として入部したあと、水野氏がこの地に派遣されたわけであるから、歴史的にもこの庄屋屋敷が中世末の豪族屋敷でも環濠集落でもないことは明らかである。なお旧庄屋屋敷の西半部にあたる字神田211番地1,368.6㎡(1反3畝24歩)の地は、1901(明治34)年に水野勝太郎より隆之助に相続されて以降、庄屋の直系の子孫は所在不明となっており、現在は東保内に遠縁の家が一戸と一族の墓が残るにすぎない。そうして庄屋屋敷は水野氏にかわって

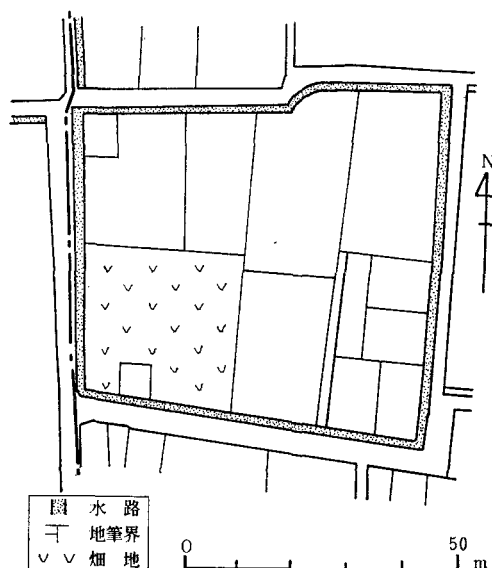


図4 播磨平野、太子町東保地区の旧庄屋屋敷跡(1991年作製)

寺田氏が所有し、地目も宅地から畑に変更されている。1900年作製の地籍図では、水路に囲まれた方形の地が、天保8年の古絵図に描かれた3戸の家屋と関連を思わせるように3筆に分かれるにすぎなかったが、居住者の増加とともに7筆、13筆というように分筆が進み、1991年現在では20筆の宅地または畑となっている。

旧揖保郡内において、揖保川左岸の龍野市揖保町揖保上に位置する嶋津家の屋敷も、同様な庄屋屋敷と考えられる。嶋津氏は鎌倉期の御家人の系統を引くものと伝えられるが、南側にのみ残る水路は幅が180cmにすぎず、屋敷の分筆もいくらか進んでいる。さらに建部氏1万石の陣屋町の林田町林田(現姫路市)に残る三木家の屋敷は、重要文化財に指定された豪壮な大庄屋屋敷であるが、南側にのみ残る水路はかなり狭められて、現在は190cmが測られるにすぎない。ただし、屋敷内は分筆されず、元のままだに残されている。

このような庄屋屋敷に対し、構居はどのような特色をもっているのだろうか。古い郡誌類(揖保郡1908年刊・飾磨郡1927年刊)によると、構居は揖保郡で19、飾磨郡で35が知られていた。

しかし、その後は激しい都市化の波に襲われ、遺構は急速に消滅していった。幸いにも兵庫県教育委員会では、城や構居について網羅的な調査を行い、その成果が1982年に公開されている²⁵⁾。

問題を旧揖保郡内に限るならば、右の調査では、笠山構（姫路市大市町）・寺内構（龍野市龍野町）・岸の構（同上）・男上構（同揖西町）・栄の構（同揖保町）・沖の構（同上）・大隅構（同広山）・横内構（同神岡町）・中の庄構（新宮町）・藤原構（揖保川町）・下村構（御津町）・いかるが【いかるが】鵜構居（太子町）・南山構（同上）・矢田構（同上）・黒岡構（同上）・山田構（同上）・上太田構（同上）の7カ所が取り上げられている。このうち下村構は標高60mの丘上を占めるが、たいていは平地の防御集落遺構である。調査者は領主の築いた城・山城の一種と考えたためか、「構」の築造者が中世の赤松氏か近世大名につながるものとして、その系統を追うことに急で、結局は詳細不明としている。また『播磨鑑』との照合に努め、それ以外にも構・構居が存在したことに気付いていない。そこで筆者は、現集落の中で「構」をつけて呼ばれているものについて、改めて調査を行うことにした。その結果は以下のとおりである。

- ①濠・類ともに残る例——西構（龍野市揖保町）
- ②濠が発掘された例——構（龍野市揖西町）
- ③集落が微高地を占める例——横内構（龍野市神岡町）・岩見構下（太子町）
- ④地名にのみ残る例——岩見構上（太子町）、上構・中構・下構（姫路市林田町）

これらは現用地形図にも地名が記されるが、横内の場合は「構」の文字が欠落している。県教育委員会の調査では、横内構をのぞいて他は取りあげていないが、領主が明確でなく城らしい遺構もないという県教委の説明こそ、構居集落の特色を示すものではなかろうか。筆者の取りあげた場合では、揖保町西構に防御施設が残っており、実地調査の対象として最も好都合である。

この集落は旧山陽道に沿い、その北側に位置するもので、条里制遺構の密に分布する地域よりやや西にはずれており、合併以前には旧揖保村の中心集落をなしていた。地形的には揖保川のメアンダーの左岸における滑走斜面にあたっており、揖保川および支流の林田川がこのあたりを乱流する中での微高地を占めている。この地方を描いた文和3（1354）年の大徳寺領播磨小宅庄内三職方条坊付図には何ら記されていない²⁶⁾が、住民は崇導社すなわち小宅神社を氏神としているので、小宅荘と無関係の村落とみなすことはできない。

時代は下って藩政期には龍野藩に属し、村高は285石5斗であった。この村高は、『村々高辻帳』および『郷帳』でみるかぎり、寛永13(1636)年以来、少なくとも天保5（1834）年に至るまで変化がなかったが、正保3（1646）年からは『郷帳』に2つの出屋敷村（165石3斗4合と29石1斗7升4合）とよばれる枝郷を出している。そのころ新田開発が行われたものであろう。

残念ながら西構に関する古絵図・史料類の所在は今のところ明らかでないので、村落の歴史を辿ることは困難である。しかし、現存の地籍図や住民の伝承から、ある程度まで歴史を知ることができる。

それによると、西構のなかで、かつては集落の中心となっていた小字北屋舗の築は、東端部を除くと四方を水路によって取り囲まれている。この面積は16,245.57㎡（約4,923坪）で、公有地を除くと所有者は22名が数えられる。水路

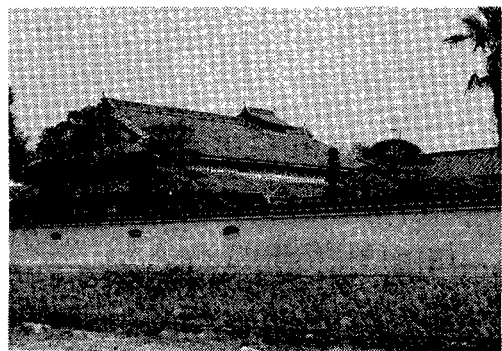


写真2 西構の北屋舗（旧庄屋の家）

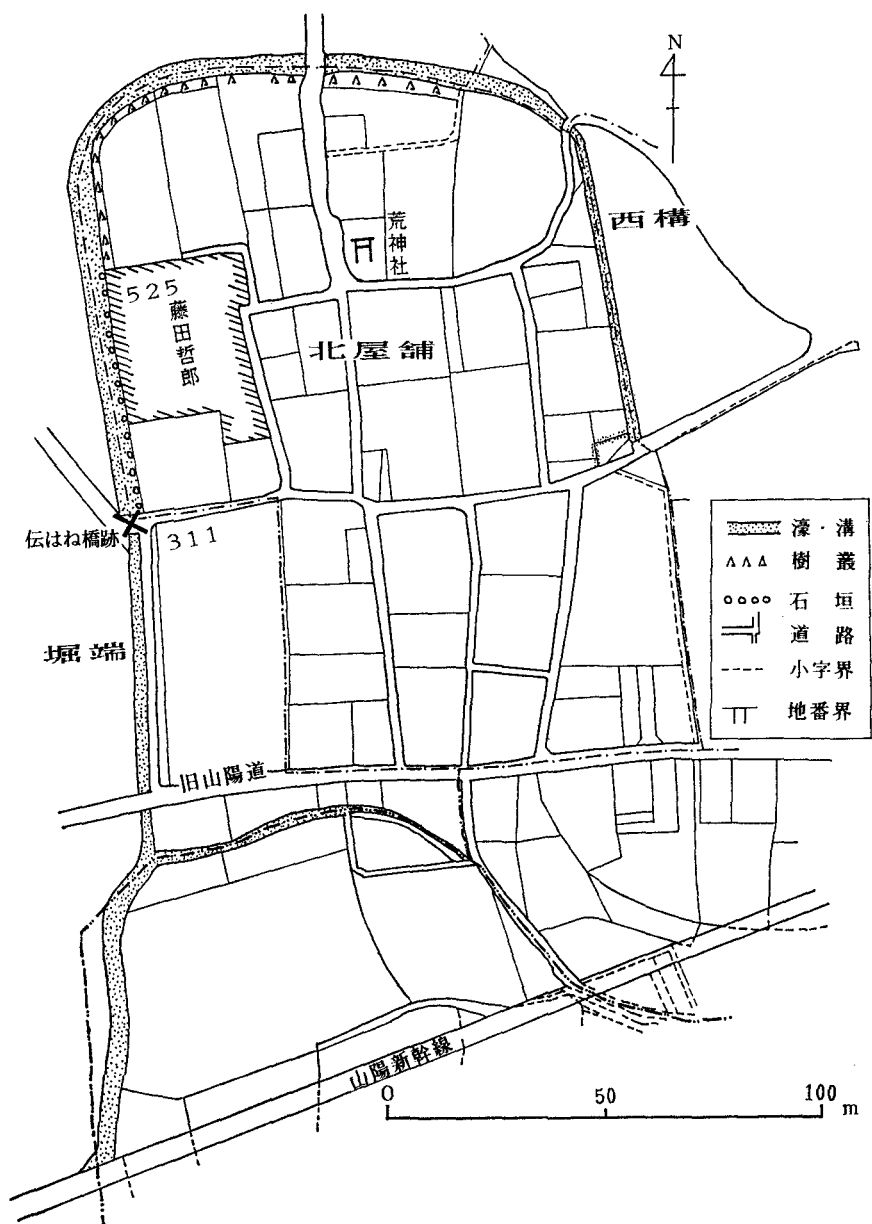


図5 播磨平野，龍野市西構地区の構居集落（1987年作製）

の中でも北側と西側の北半分とは濠らしい景観をとどめており，前者で幅が340cm（さらにコンクリートで固めた側壁と民家の石垣との間は580cm），後方で400cmが測られる。西の隣接地の小字が「堀端」であることが，この際参考となる。しかも北側にはなお土塁と樹叢が残っている（写真3）。東側と西側南半分，そして南

側は単なる溝程度にすぎないけれども，全体として環濠集落の印象を強くする。

集落の中ほどには荒神社（写真4）または福神社が鎮座しており，これは寛延元（1748）年の『龍野藩領村々寺社控帳』にも，荒神社として記されている²⁷⁾。住民は小宅神社を氏神とするが，毎年7月21日には，荒神社の祭り行事を



写真3 西構の北屋舗（環濠の北西角）

今日まで続けてきた。期せずして、住民が荒神社を取り囲むように屋敷が配置されているのである。

北屋舗の西端部で南寄りの311番地は一段と低く水田に利用されるが、その北側で一地筆を隔てた525番地は藤田哲郎氏の屋敷である。面積は1,206.61㎡で、西の濠側には石垣が築かれ、家屋の作りは集落内で最も大きく、藩政村の時期には先祖が庄屋を務めていたという。といっても濠がこの屋敷のみを囲むわけではなく、規模も一反屋敷程度にすぎない。

西構の集落は、出屋敷地区を含めて現在8つの隣保に分かれているが、かつての中心部にあたる北屋舗の近隣集団は、東垣内と西垣内の2つの垣内（かいち）から構成されていた。そして西から集落の中央部に入る場合、掘にかかるはね橋を渡らねばならなかったという伝承さえ残っている。したがって北屋舗は、大和国の環濠集落とほぼ同様な性格のものと考えねばならない。それは東北日本の豪族屋敷村とは全く異なる性格をもっていたのである。

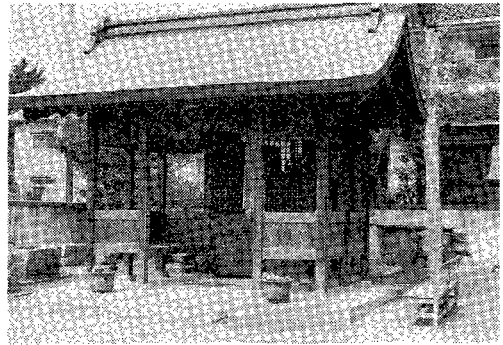


写真4 西構、北屋舗の荒神社

しからば、室町期において村民が自らを守るため、集落を濠・塁・藪などで囲う社会情勢があったのだろうか。正長元（1428）年に近江国坂本でおこった土一揆はまもなく播磨国に波及しており、赤松満祐がかかわった嘉吉の乱（1441年）の不穏な情勢、応仁および文明の乱における揖保荘の状況²⁹⁾などを考えると、村民が自らを守る客観的な理由がたしかに存在した。そうしてこの時期には、荘園、名体制の衰退に応じる百姓層の惣的結合が進み、すでに郷村が形成されていたことが、鵜荘について確かめられる²⁹⁾。したがって、西構にもこれと同様な郷村が発達しており、住民たちは情勢に自主的に対応しうる力を備えていたものと考えられる。

なお、都市化にかかわる地筆の細分化について若干触れると、旧山陽道以北の濠・溝で囲まれた北屋舗の地区は、1987年作製の現用地籍図では56筆に分かれているが、1983年の地籍図では、43筆しか数えられない。後者では地番界が記されていないので断定できないものの、1980年代における細分筆化の進行が若干感じられる。

IV. 名（みょう）と在家（ざいけ）

奈良時代に始まり、1580年代の太閤検地によって終止符が打たれる荘園制を、抽象的な土地の私的領有関係としてではなく、空間組織の観点からとらえようとすれば、それを支える下部組織としての名および在家を、具体的な村落・耕地との関連において考察する必要がある。し

かし、日本全土で4,000に及んだとされる荘園についてさらに細かな基礎単位を網羅的にとらえることは不可能なので、ここでは筆者がメンバーとして参加した、国立歴史民俗博物館の共同研究「中世荘園の現地調査と記録保存法の研究」³⁰⁾（昭和56～61年、主査・故田中稔）の中に論述の出発点を得たいと思う。共同研究の対象地は、史料が多く従来の研究が豊富に積まれている備後国太田荘である。

太田荘は平重衡（清盛の子）の寄進により、永万2（1166）年正月に後白河院領として立券された院政期成立の荘園で、平家滅亡後の文治2（1186）年には高野山の根本大塔に施入されている。この荘園が経営されたのは、吉備高原でも西寄りの標高400～500m台の隆起準平原を刻んだ芦田川の本支流域で、一部は日本海斜面にまで及んでいる。しかし荘園の主要部は、構造線谷に沿って東流する芦田川によって形成された甲山盆地（または大田盆地）にあった。

荘園の成立から800年以上も経過した今日、太田荘を知る手がかりがいろいろと残っていることは、驚きでさえある。北に甲山町・世羅町の市街を見下ろす高台に建立された真言宗の今高野（写真5）、すなわち龍華寺、尾道港の発展が太田荘からの貢租米を積出すための一時的保管所としての倉敷の設置に関係すること、東の甲山町と西の世羅町との現町界が、旧荘域を

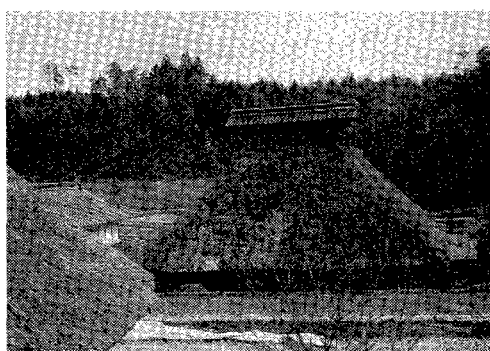


写真6 旧太田荘域の古い民家

二分した東の桑原方と西の太田方との境界を踏襲していることなどが、その例としてあげられる。とくに「名」の名称が各地に残存することは、われわれの研究意欲を大いにそそった。

われわれのグループが初めて現地を訪れた1982年3月22～25日に、郷土史家の門原・波田両氏の案内を受けたが、世羅西町の横取地区において、中世荘園の「名」につながる6戸の農家が横一列に点々と並ぶ姿は、まことに印象的であった。ここは日本海斜面を北西流する馬洗川の小さな支流域に属しており、東西走の小支谷の中で、北側にかつて龍王城が築かれ、山寄りに八幡社が鎮座して、山麓に現住者の姓とは異なる「名」を屋号とした家々が点在するのである。各戸の南側には水田が展開している。6

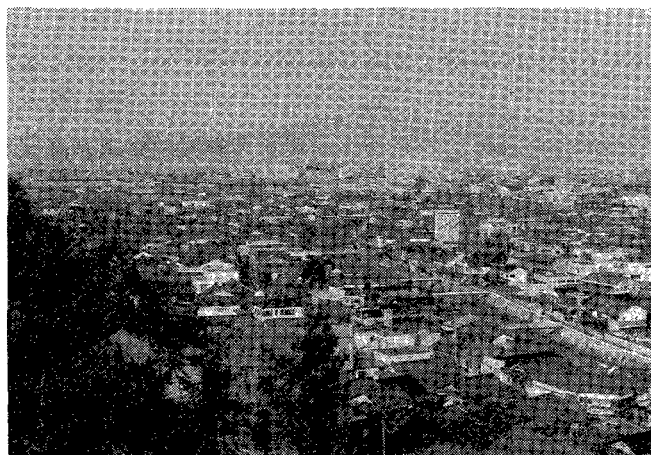


写真5 今高野からながめた甲山盆地

戸の中で「土井」の屋号をもつ家は、横取地頭のあとを受け継ぐものといわれている。

筆者自身の調査によると、一般に太田荘に属する荘民は、丘陵のふもとや下位または中位の洪積段丘崖下に住居をかまえ、天水あるいは溜池によって水田耕作を行い、洪水の害を受けやすい氾濫原をできるだけ避けていた。そうして水田開発が進むにつれて、農家の占居地からより上流側の谷をさかのぼり、また下流側へ下って溜池を築造していったように思われる。これは甲山盆地について言えることで、樹枝状に刻まれた山間小支谷では、各農家は小さな谷頭に居住し、自分が水がかりを支配しうる範囲内での水田を耕作していたものと考えられる。経営農地の錯圃形態はこの場合に明確ではないものの、各農家の自主性・独立性が強い。このような農家が、かつて太田荘を構成していた「名」に、伝承または血縁的につながっているのである。

甲山盆地からやや北に離れた芦田川支流の小さな谷を占める赤屋村について、近世初期の耕地形態の詳細な調査が永原・川島・蔵持の3氏によって行われている。それによると、中世の「名」の名称は、地名・屋号・姓として旧荘域内の各地に残存しており、小規模な場合でも「名」が荘内各村にまたがる横断的性格をもつこと、そうして荘域内の旧家といっても中世までさかのぼりうる家はほとんどないが、家は絶えたとしても屋敷地は屋敷地として残り、屋号も引き継がれていくことなどが明らかにされている。横断的性格からは、経営地の錯圃形態が推察される。

荘園の一円化が進み、年貢と公事とを収納する単位としての「名」が明確に荘園構成の基礎単位となるのは、ほぼ12世紀ころといわれており、したがって旧太田荘の域内各集落に残存する「名」の名称は、そのプロトタイプを知るための手がかりを与えるものと考えられる。ところで筆者は荘民の居住と農業経営について述べたが、「名」の中での名主と作人などへの階層分化の問題には言及しなかった。しかし、現存

する「名」の立地と分布の態様から判断すると、かつての「名」からは、隷属性が少なく、独立性の強い自営農民の姿がうかびあがってくる。それゆえに、各「名」は経営地に関して均等性が高く、強大な名主の出現がおのずからはばまれてきたように思われる。

先に取りあげた大和国における大乘院家領若槻荘では、14世紀初頭の『土帳』の検討によって、この荘園が均等名によって構成されていたことが明らかとなっている。同様な例は西南日本の他にも見出される。たとえば北九州の豊後国田染^{たしづ}荘に関する復原的研究によると、鎌倉末期から南北朝期にかけて、大規模名の内部に小規模な均等名の存在したことが明らかにされている⁸¹⁾。このようにみえてくると、院政期以降の荘園体制において、西南日本では、均等名的なもの、すなわち農民のほぼ自主的な経営と、荘構成単位としての「名」の均等性が特色となっており、これが中世末の動乱期における郷村の形成へとつながっていくように考えられる。このような「名」の特色は、ミヤコの周辺もしくはその影響を強く受けた地域においてみられるもので、それが西南日本において顕現化しやすかったとでも言えようか。

農村社会を郷村へと導いていった均等名的基盤を代表とする「名」の残存が、西南日本において顕著であるとするならば、東北日本でそれに匹敵するような中世の歴史地理学的事象として、「在家」をあげることができよう。もともと「在家」とは、荘園・公領の如何をとわず、屋敷と付属の耕地を含めた在家役負担の単位を意味するもので、院政期のほぼ11世紀後半に成立したものといわれている。しかし、時代が下るにつれて意味と役割が変化し、百姓名の形成がほとんどみられなかった東国や南九州において重要な役割を担うに至った。南九州は別として、「在家」こそ東北日本における中世荘園の特色ある構成単位といっても過言ではなからう。

ところで「在家」に関しては、奴隷制的とか農奴的とか、その性格をめぐる歴史家の間でいろいろと見解が分かれているが、歴史地理学

の立場からは、これらの説の当否を判断することは差し控えねばならない。ただ一つ言えるのは、在家が均等名的な「名」とは最も対照的な存在であったことではなからうか。

中世東国の遠隔地荘園もしくは辺境荘園における在家としては、まず「一町在家」が問題となる。そこで筆者は、京都西郊に鎮座する松尾神社に残された嘉応3（1171）年の立券状を手がかりとして、遠江国池田荘の復原を行った。その成果はすでに報告したとおりである³²⁾。

嘉応年間はずでに院政期に入っており、立券状では条里制に従って田（見作・年荒・作荒・田代）、畠、常荒、野、池・池成、墓、河、浜、他荘領などの地目および自然の状態とそれぞれの面積が記載されている。そうして各地の居住単位としては、郷保村里嶋の別がある。荘域における各種地目の記載単位としては15カ所があげられ、そのうち5カ所は郷保村里嶋の別を明らかにしていないので、必ずしも居住単位であったとは言えない。そうして、このような地目の記載単位ごとに「一町畠在家」が記されているのである。

立券状には「在家五十字」と書かれている。しかし記載単位ごとに検討してみると、8字の岡本郷を最大とし、まったく在家の記されない所もあって、合計32字しか明らかになしえない。「一町畠等」の記載の中から在家らしいものを数えあげても、合計は40字にとどまる。これらの中で、蜷嶋の22坪に関して、7段4丈のうち作は3反、畠は3段4丈とあることから、在家1字の屋敷の面積は1反であることが判明した。

天龍川が乱流する下流域において、空中写真の解読では47カ所が数えられる微高地に畠と屋敷があり、低湿な河川の乱流地が水田となっていた。集落の現景観から推定して、かつても疎状な小村であったものと考えられ、現在の村落社会における「ジソン」とよばれる本屋～新屋～新々屋の強い同族関係からみて、かつての池田荘では、荘園支配の末端を支える在家役負担者としての「一町在家」が、血縁的・擬制血縁的同族性の強い小村をつくっていたように思わ

れる。しかし同じ小村内では、農民間の隷属性がかりにあったとしても、さほど強いものとは思われない。

山城国醍醐寺領の尾張国^{あじき}安食荘は名古屋北郊の庄内川北岸域に立地しており、康治2（1143）年の「立券文」³³⁾によって「一町在家」の存在が知られている。この荘園については水野時二によって詳細な復原³⁴⁾が行われたが、時期と地域からみて、合わせて70字が散在する在家のあり方は池田荘の場合とほぼ同様なものであったように思われる。また、南九州の在家が孤立農家＝小村の形態をとっていたことは、薩摩国入来院について永原慶二³⁵⁾によってすでに明らかにされている。

それでは、辺境荘園における在家は、どのような特色を示すのであろうか。筆者はかなり以前に、東流する磐井川北岸の段丘に営まれた中尊寺領の骨寺村について、永和2（1376）年の「骨寺村在家日記」や、同じころ作製されたと思われる2葉の古絵図などに基づいてフィールド調査を行い、在家の性格を検討してみたことがある³⁶⁾。その後、辺境在家もしくは東国在家に関して歴史学の立場からの研究が進むとともに、地理学の側では古絵図研究の立場から、吉田敏弘が綿密な検討を行っている³⁷⁾。

筆者は実地調査の際、前述の「在家日記」や古絵図にも記された例えば「寺崎在家」が、現在の平山家の屋敷名として残ることなどに強い印象を受けたが、これらの復原された在家が、磐井川の崖より離れて、北の山麓か、その下を通過して段丘を開析する小流の付近に立地するのがほとんどであること、適当な間隔をおいて散在することなどを明らかにした。したがって、このような在家がいわば核となって、後に小村または疎集村景観が形成されてきたことになる。

ところで骨寺村在家の場合、在家の均等性がすでに明らかにされている。均等在家と言ってもよいのである。この点では、備後国太田荘の「名」の均等性と同様な性格がうかびあがってくるわけで、そうであるならば、東北日本と西

果たして在家集落の中には、隷属性の強い住民が存在しなかったものであろうか。在家が豪族的な性格をもたなかったものであろうか。この点に関して故長井政太郎は、米沢盆地の散居集落卓越地域に属する鬼面川扇状地における実地調査の結果に基づき、開発の古いところでは在家という小字名が数多く見出されるが、これらの室町期以前における在家の居住地で、彼らは1～3町の耕地を経営していたこと、武家とは異なるが、居住地が林と館堀とによって囲まれていることなどを明らかにしている³⁸⁾。つまり、在家は豪族屋敷的なのである。このような豪族屋敷的な在家の存在を地域別にどの範囲まで拡大して推定できるかは問題であるが、遅くとも室町期に入る以前に、東北日本では隷属民の存在する豪族屋敷的な在家集落があらわれていたのである。ただしそれは、集落景観としては小村・疎集村以上には発展しなかったものと考えられる。しかし、これらの事象はヒナの地域に見られることに注意する必要がある。

V. 古代条里制遺構の分布

国衙領や荘園は、古代・中世を通じて、条里制に従う土地区画に基づいて農民たちが耕作する田畑から得られた年貢や、公事の徴税システムを作りあげることによって成り立っていた。「名」や「一町在家」は、条里制に従って標記されることが多い。近年における考古学的発掘の進展に伴い、7世紀施行の本来の条里制遺構が見出されたり、あるいは11～12世紀の施行を実証する発掘例があらわれたりしているが、遺構の全域発掘調査は不可能であるから、筆者は考古学的研究の成果を参考にしながら、従来どおりの方法によって、条里制遺構に関する地域性を若干考察してみたい。なお、近年における主に考古学界からの旺盛なアプローチについては、岩本次郎の整理された文献目録³⁹⁾を参照されたい。

古代条里制の遺構分布について、筆者はかつて5万分の1地形図に基づき、全国的な分布状況を調査して発表したことがある⁴⁰⁾。これは、

地形図に表現しうるかぎりでの当時における方格状土地割の分布を示したものであって、およその傾向をそれによってとらえることができる。

すなわち、古代条里制の分布(図6)は、畿内およびその周辺地域において最も密であり、瀬戸内海南北両岸および北九州の地域がこれに次ぎ、これら分布の核心部から離れるにつれて粗状になっていく。こういう点から、条里制遺構の分布は古代の大和政権の支配力を示すという説も成り立つ。そうして分布の北限は、太平洋側では陸奥国黒川郡、日本海側では出羽国平鹿郡、また南限は大隅国始良郡および薩摩国薩摩郡ということになる。日向国には遺構がみられないので、かつて国府が置かれた西都市で地籍図の調査を行ったが、自信をもって遺構であるとの断定は、いまだにできないでいる。

筆者によるかつての調査は、単に遺構の分布状況を知るにとどまった。そこで改めて土地区画の方向に留意して、分布を調べることにした。筆者が使用した5万分の1地形図は、古くて明治22年、新しく明治42年に測図され、明治22～大正元年に製版されたものの複製図である。

土地区画の方向に関して、筆者は正南北・正東西のものを標準型、阡線が真北より東または西に偏ってほぼ地勢に、すなわち土地の最大傾斜線の方

向に従っているものを地形適応型とよぶことにした。分布図によると、標準型は和泉国を除く畿内諸国に密に見出され、ここが条里制に関しても、古代文化の先進地をなしていたことを思わせる。そうしてこの標準型が北九州にも見られる理由は理解できるが、畿内から離れた山陰道・北陸道や、近江国を除く東山道のかなり遠くの地域にも分布することについて、今のところ十分な説明を行うことはむずかしい。これに対し、畿内周辺の近江・伊賀・伊勢三国や、播磨国および讃岐国以西の瀬戸内海沿岸地域、さらに北九州西部において地形適応型が多いことは、中央政府の所在地近辺における土地区画をモデルとすることなく、自主的に地形に合わせて区画を

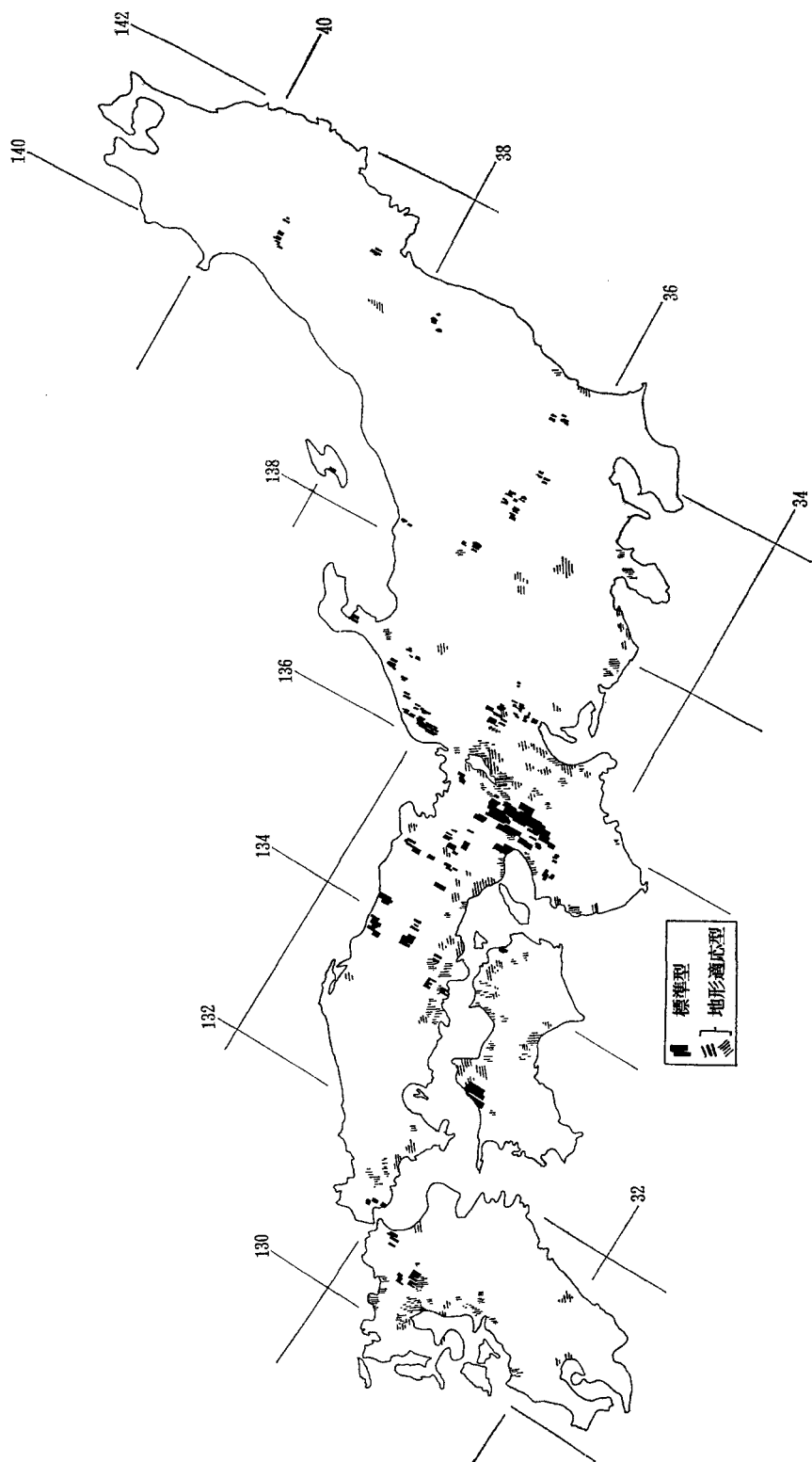


図 6 明治・大正期作製の 5 万分の 1 地形図に基づく推定古代条里制遺構の分布

行ったものと考えてよい。そうであってこそ、これらの地域が、かえって、文化的にも水準の高かったことを想起させるのである。東海道諸地域の場合も同様に考えてよからう。

北九州や四国の一部は別として、畿内以外の地域における標準型の存在は、中央政府の指令に忠実に従う姿勢を示している。その限りにおいて、文化的後進性さえ感じられる。一般に古代国府の遺構地付近においては、土地区画の阡線が標準型の正南北となる場合が多い。地形適応型の偏向した条里制遺構の分布地域においても、国府跡付近が標準型の区画をとるので、かなり目立っている。これは中央政府の支配力の強さを示すものであるが、条里制遺構に関する標準型の分布と共通するようにも思われる。

伊達宗泰の研究によると、古墳における埴輪の出土状況は畿内を中心に始まり、全国的にみられるが、中期には畿内で盛行し、後期になって東国の方へ使用中心が移っているという⁴¹⁾。大規模な前方後円墳の分布についても、畿内でまず出現し、時代が下るとともに東国へと移っていく傾向が認められる。

古代条里制遺構の分布に関して、今のところミヤコとヒナの対比、およびヒナの中でもミヤコをモデル視した東国の主に北部と、自由に地形に適応させて土地を区画した西国との対比が可能ではないかということである。進んだ土地区画としての古代条里制の分布が密な畿内およびその周辺地域を含む西南日本に対して、その分布が疎な東北日本という対比のさせ方は、あるいは可能となるかもしれない。

VI. むすび

以上において考察してきたように、歴史地理学の研究対象としてとらえやすい諸事象についてみるかぎり、東北日本と西南日本とを鋭く対比させて地域性を論じることが、必ずしも容易でないように思われる。そのうえ、時代によって二大地域の境界地帯がかなり移動しており、したがって漠然とした幅の広い移行地帯を設定するが、あるいはそういう地帯を明示すること

さえむずかしいのである。

筆者が取りあげた古代条里制遺構の分布については、一般に東北日本では疎状にしかそれが見出されず、しかも土地区画に関しては地形に適応するよりは、中央政府の所在地周辺をモデルとする標準型がやや多いのに対し、西南日本の中でも、畿内およびその周辺では標準型の遺構が密に分布し、これから西へ遠ざかるにつれて、分布密度は高いが地形適応型が主となっていく。そうして北九州において再び、標準型の分布密度の高い地域があらわれている。

次に、院政期以降の荘園構成の基礎単位とも言うべき西南日本の「名」と東北日本の「在家」に関しては、当初は両方とも均等性を示していたにせよ、東北日本では在家負担者が小村の豪族へと成長していくのに対し、西南日本では「名」にそのような豪族と隷属農民という関係があらわれてこない。

最後に、中世末期における東北日本の豪族屋敷村と、西南日本の環豪集落との対比が可能である。この場合、播磨地方に遺る「構居」集落に関して、筆者はそれが環豪集落のタイプに近いことを明らかにした。

このようにみえてくると、ある程度までは、東北日本と西南日本との対比が可能となるように考えられる。しかしそれは、ミヤコとヒナつまり核心部およびその周辺と遠隔地域との対比ほどには強くなく、ヒナの後進性もやがてはミヤコの先進性に近づいていくように思われる。

人類学者の埴原和郎は、日本人集団の二重構造モデルについて研究を行い、現代日本人の祖先集団は南東アジア系で、後期旧石器時代から日本列島に住んで縄文人となり、弥生時代から7世紀にかけて、北東アジア系の集団が渡来して大陸の高度の文化をもたらし、縄文人集団に強い遺伝的影響を与えたこと、そうしてこれら2つの系統が徐々に混血していくが、この混血過程は現在も進行中であることを明らかにしている⁴²⁾。したがって二重構造をもつ日本人集団は、南東・北東両アジア系の混血の割合が地域性となってあらわれることになる。

しかしながら、歴史地理学の研究対象となる諸事象については、このような二重構造が東北日本と西南日本との二大地域性をつくるというよりは、政治的・経済的・文化的先進地としてのミヤコと、文化的には後進的で、いわばタイム・ラグをもつヒナとの相違が、外見上は地域性としてあらわれるのかもしれない。この点で民族的・言語的な違いをもつフランスの南と北との対比は、日本の東北日本と西南日本の場合にそっくりあてはまるものとはいえない。したがって、近世以降、政治権力の中心が江戸に移り、そこが文化的にも大きな中心地として発展したため、上方との対比が可能になったとみることは間違いではなかろう。

(立命館大学)

〔注・参考文献〕

- 1) 谷岡武雄 (1989) : 『ラ＝フランス』 古今書院, 108～111頁。
- 2) Gravier, J. F. (1949) : 『*Mise en valeur de France*』。
- 3) 谷岡武雄 (1961) : 環濠集落—その変化過程に関する一考察 (奈良女子大学地理学教室編『奈良盆地』) 278～292頁。
- 4) Hall, R. B. (1931) : Some rural settlement forms in Japan, *Geogr. Rev.* 21.
- 5) 稗田に関する調査では、地理学者の梅崎秀治氏、大和郡山市教育委員会の山川均氏、服部伊久男氏、同企画部の畑中良雄氏、同産業労働部農務課の池田氏らより多大の御協力を得た。ここに記して謝意を表したい。
- 6) 『大和郡山市平和地区、稗田町集落「村づくり」』1990年。
- 7) 『大和国町村誌』1891年, 71頁 (1985年復刻版による)
- 8) 「稗田・若槻遺跡発掘調査概報」(奈良県遺跡調査概報1980年度, 1982), 「稗田遺跡発掘調査概報」(同上1977年度, 1977), 「若槻遺跡第二次・第三次・第四次発掘調査概報」(同上1981年度, 1983, 1981年度, 1983, 同上1982年度, 1983)
- 9) 大和郡山市教育委員会 (1987) : 『若槻池 (発掘調査報告書)』など。
- 10) 渡辺澄夫 (1956) : 『畿内庄園の基礎構造』 53～80頁。
- 11) 金田章裕 (1978) : 平安期の和盆地における条里地割内部の土地利用, 史林, 61—3。
- 12) 大和郡山市文化財審議会編 (1987) : 『ふるさと大和郡山歴史事典』。
- 13) 『大和郡山市史』1966年, 87頁。
- 14) 谷岡武雄 (1979) : 『歴史地理学』 古今書院, 第二部第四章。
- 15) 佐藤基次郎 (1951) : 庄内平野における近世成立の豪族屋敷村, 新地理, 5—2・3。
- 16) 谷岡武雄・須藤 賢 (1952) : 甲府盆地における豪族屋敷 (人文地理学会編『歴史地理学の諸問題』) 20～33頁。
- 17) たとえば『山梨県の歴史 (県史シリーズ19)』, 1973年, 87～89頁, 『日本城郭大系 第8巻』1980年, 415～416頁, 山梨県教育委員会(1986) : 『山梨県の中世城館跡—分布調査報告書』 97頁, 『山梨県の城』1991年, 97～98頁。
- 18) 塩山市教育委員会 (1980) : 『於曾屋敷調査報告書』
- 19) 谷岡武雄(1964) : 『平野の開発』 201～206頁。
- 20) 『太子町史 第3巻 (史料篇)』191頁。
- 21) 太子町教育委員会 (1990) : 『播磨国鶴荘現況調査報告Ⅲ』 7頁。
- 22) 谷岡武雄 (1976) : 『聖徳太子と 榜示石』 182～183頁。
- 23) 前掲19)。
- 24) 調査にあたっては、太子町史編集室の村瀬氏および龍野市教育委員会の志水豊章氏に御協力を頂いた。ここに記して謝意を表したい。
- 25) 兵庫県教育委員会 (1982) : 『兵庫県の中世城館・荘園遺跡』
- 26) 前掲19), 194頁。
- 27) 『龍野市史 第5巻』1980年, 371頁。
- 28) 前掲27), 583～654頁。
- 29) 前掲21), 7頁。
- 30) 『国立歴史民俗博物館研究報告 第28集 共同研究 中世荘園遺構の調査ならびに記録保存法—備後国太田荘』1990年。
- 31) 海老沢衷 (1991) : 豊後国田染荘の復原と景観保存 (石井 進編『中世の村落と現代』16頁。
- 32) 谷岡武雄 (1966) : 天龍川下流域における松尾神社領池田荘の歴史地理学的研究, 史林, 49—2. および前掲14), 85～123頁。

- 33) 平安遺文, 卷6, 2517.
- 34) 水野時二(1971):『条里制の歴史地理学的研究』598~619頁。
- 35) 永原慶二(1962):中世村落の構造と領主制—小村=散居型村落の場合—(『中世の社会と経済』)
- 36) 前掲19), 第9章第2節, 289~297頁。
- 37) 吉田敏弘(1989):骨寺村絵図の地域像(葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー 下巻』, 地人書房) 26~53頁。
- 38) 長井政太郎(1956):『置賜地方の豪族屋敷』
- 39) 岩本次郎編:条里・水田遺跡関係文献目録, 条里制研究, 1991年までの各号。
- 40) Tanioka, T.(1959):Système agraires, le Jôri dans le Japon ancien, *Annales, Economies, Société et Civilisations*, 14^e Année N° 4, pp.625-639.
- Tanioka, T.(1983):Jori et centuriation; Problèmes de l'ancien système agraire au Japon et en Europe, *Studies in ancient culture of Japan and its surrounding regions*.
- 41) 伊達宗泰(1991):『日本古代文化圏の形成と伝播』256頁。
- 42) Hanihara, K.(1991):Dual structure model for the population history of Japanese, *Japan Review*, 2, pp.1-33.

WHETHER OR NOT COMPARISONS IN TERMS OF HISTORICAL GEOGRAPHY CAN BE MADE BETWEEN THE NORTHEAST (TOHOKU) AND SOUTHWEST (SEINAN) REGIONS OF JAPAN

Takeo TANIOKA

It is very useful in modern Japan to contrast the Tokyo-Nagoya-Osaka-Setouchi-Kitakyushu Belt with other regions ignoring regional disparities which can be seen between the two, in order to make policy to measure the well-balanced development of the nation. However, if, after its rapid economic progress and with mutual agreement of its people, we assume that modern Japan should continue along the path leading to the development of a national culture, then we can conclude that the advancement of regional culture will become a matter of importance. Consequently, two large areas, the northeast (Tohoku) and southwest (Seinan) regions of Japan have been demarcated, and it has become important today to grasp their special regional characteristics.

In order to clarify, in terms of historical geography, the special characteristics of the northeast and southwest regions of Japan, I will employ field surveys and adopt some landmarks of the spatial organization primarily in the pre-medieval age: in other words "the remains of the ancient "Jo-ri" system in the paddy fields, "Myo" and "Zaike" as the component unit of the medieval manor, "Kango" village and "Kamae" village and "Gozoku Yashiki" village, which are fortified by a moat, a bank and bushes.

1) The boundaries between the northeast and the southwest regions of Japan are not clearly marked by a line, but are approximate zones. The boundary between these two regions differ depending on the historical period in question and the accepted landmarks of the time.

2) If we consider the system of land distribution dating back to the Nara and Heian periods, and the clearly defined fields found in the "Kinai" and "Kita Kyushu"

regions, regarded as advanced areas at this time in ancient history, we find they lie along directional lines running north south, and are of the accepted standard shape. The peripheral zone around the "Kinai" and "Seto" regions have many examples of topographical adaptive fields. However, in the ancient province of "Hyuga" in southern kyushu the "Jo-ri" system cannot be found.

Remains of the "Jori" system in the northeast region of Japan are rare. However, there are many examples of the accepted standard shaped fields due to the strong influence of the "Kinai" region.

3) Manors, after about the twelfth century, were composed of a basic unit of "Myo" and "Zaike". "Myo" in "Kinai" manors had strong uniformity and were succeeded by the "so-son" or "go-son", later to become a self-supporting village. In contrast, manors in the northeast regions, "I-Cho-Zaike" and "Zaike" became the basic unit, and in the beginning uniformity was also strong, but later changed to where powerful families of these manors forced subordinates to live in the immediate area surrounding the manor.

4) The farmers of the "Kinai" region at the end of the Warring Period in Japan's "middle ages", in order to protect themselves from outside attack created a defensive "Kango", and developed a self-sufficient "so-son" or "go-son". There are examples of these "so-son" remaining in Harima province as well as in "Kamae" village which shares the same characteristics as the "Kango" village in Yamato province. In contrast, in northeast Japan the standard village was in the "Gozoku-yashiki" style where a mansion of a small powerful family had a surrounding moat and embankments. The peasants were forced to live outside in the immediate area surrounding the mansion.

5) Limited to the spatial organization of landmarks as seen above, there is an indicated difference between the capital "Miyako" and its periphery, and the province "Hina". This difference is not one of regional characteristics in the northeast and southwest region of Japan, but an underdeveloped region and a region that is developed culturally, economically and politically. Therefore, we must examine other areas in addition to landmarks which I have adopted here in order to make comparisons between these two regions and their respective special characteristics.

Since the political center was moved from Kyoto to the culturally developed Edo in Japan's modern period, Edo can be compared with the culturally and economically advanced region of "Kamigata" (the Kyoto-Osaka area).